

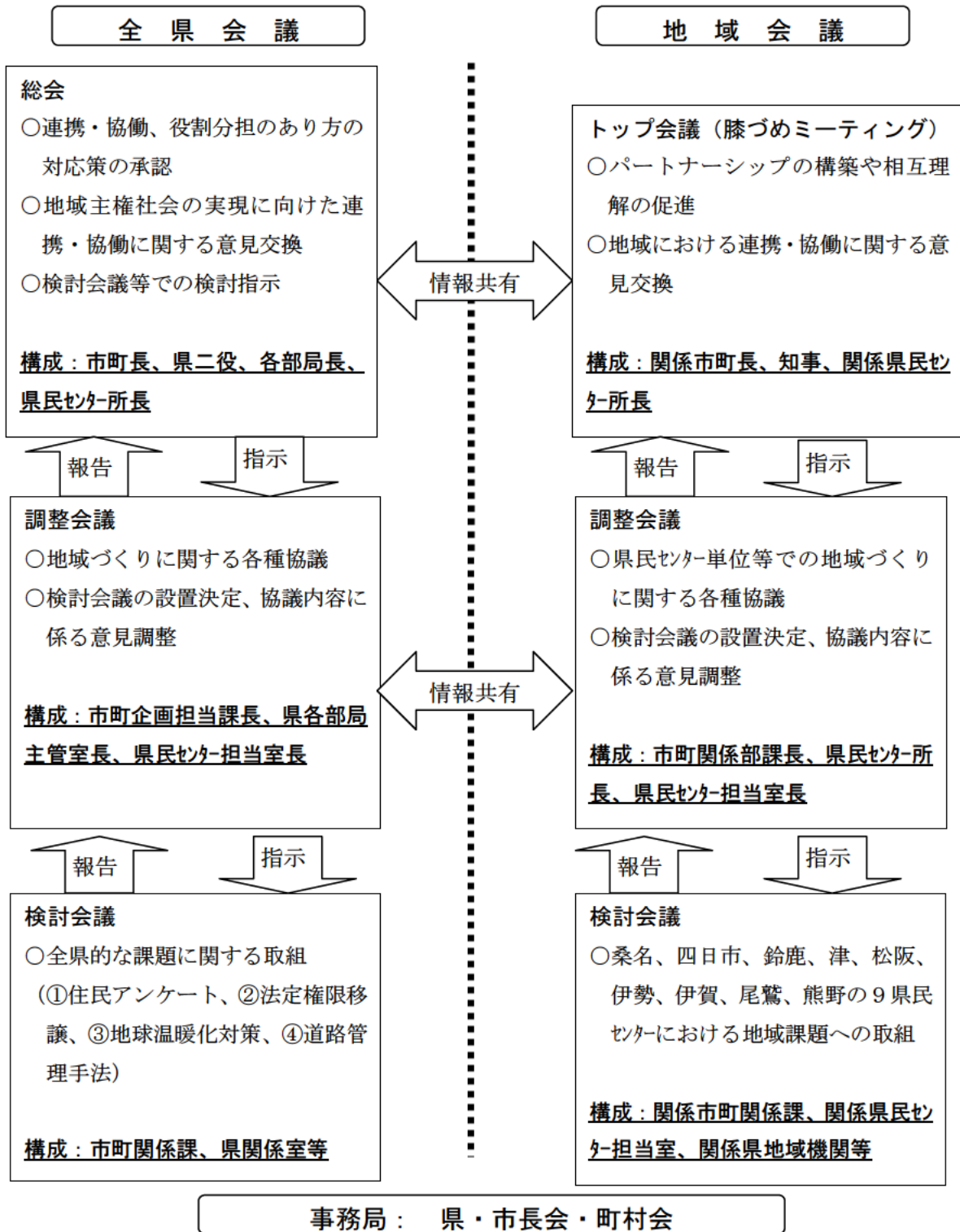
県と市町の地域づくり連携・協働協議会  
協議経過報告

平成 22 年 2 月 12 日

# 目 次

． 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み	
（１）協議会の仕組み	1
（２）全県会議の構成	2
． トップ会議(膝づめミーティング)の開催状況	2
． (全県会議)調整会議の開催状況	3
． (全県会議)検討会議の協議結果	4
住民アンケートに関する検討会議	6
法定権限移譲の進め方検討会議	10
地球温暖化対策の進め方検討会議	14
道路管理手法のあり方検討会議	18
． (地域会議)調整会議・検討会議の開催状況	22
． 平成22年度の(全県会議)検討会議の取組について	40
． 県から市町への権限移譲の状況について	41
(１)平成21年度における権限移譲の概要について	41
(２)県から市町への権限移譲にかかる今後の進め方について	42
《参考資料》	
（１）県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約	50
（２）(全県会議)検討会議の運営に関する規程	56

# I. 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み



## 全県会議の構成

	メンバー
総会	会長：知事 副会長：市長会会長、町村会会長、副知事（政策部担任） 委員：各市町長、副知事、各部長・県民センター所長
調整会議	各市町地域づくり担当課 県各部署地域づくり担当室、各県民センター県民防災室
検討会議	①住民アンケートに関する検討会議 ②法定権限移譲の進め方検討会議 ③地球温暖化対策の進め方検討会議 ④道路管理手法のあり方検討会議  メンバー：市町担当課職員、県関係室職員 ※ 必要に応じ助言者として学識経験者を招聘
(事務局)	市長会、町村会、県市町行財政室、県担当室

## Ⅱ. トップ会議（膝づめミーティング）の開催状況（H21年度）

- 平成 21 年 7 月 1 日・・・桑名地域
- 平成 21 年 7 月 3 日・・・津・伊賀地域
- 平成 21 年 7 月 24 日・・・松阪地域
- 平成 21 年 8 月 4 日・・・鈴鹿地域
- 平成 21 年 8 月 7 日・・・東紀州地域
- 平成 21 年 8 月 26 日・・・四日市地域
- 平成 22 年 1 月 7 日・・・伊勢志摩地域

### 【共通議題】

- ・市町から見た、この国のあり方（行政の果たすべき役割）

### 【報告事項】

- ・「美し国おこし・三重」について
- ・「消費者行政の活性化」について

### Ⅲ. (全県会議)調整会議の開催状況 (H21年度)

#### 第1回 平成21年5月18日

- (事項) ・県と市町の地域づくり連携・協働協議会について
- ・検討会議の設置・メンバー募集について
  - ・定住自立圏構想について
  - ・地方分権改革の現況について
  - ・「美し国おこし・三重」の取組について
  - ・新型インフルエンザ対策について 等

#### 第2回 平成21年10月26日

- (事項) ・第2回総会(11月2日開催)について
- ・トップ会議(膝づめミーティング)の活動報告について
  - ・各検討会議(全県会議・地域会議)の活動報告について
  - ・「美し国おこし・三重」の取組について
  - ・雇用創出基金事業の活用について
  - ・新型インフルエンザ対策について
  - ・地方分権改革の状況について 等

#### 第3回 平成22年2月3日

- (事項) ・第3回総会(2月12日開催)について
- ・各検討会議(全県会議・地域会議)の活動報告について
  - ・平成22年度の(全県会議)検討会議の取組について
  - ・県から市町への権限移譲にについて
  - ・「美し国おこし・三重」の取組について
  - ・地方分権改革の状況について 等

## IV. (全県会議) 検討会議の協議結果 (H 2 1 年度)

検討会議名称	検討会議での検討事項及び検討結果
<p>① 住民アンケートに関する検討会議</p> <p>【協議終了】</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①住民アンケート作成についての基礎知識・ノウハウの学習            ②平成20年度「住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会」で検討した成果の情報共有            ③住民アンケート調査と他の広聴手段との連携について</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県の一万人アンケートを事例として、「住民アンケート実践講座」を開催したり、5市2町と県（津市、四日市市、亀山市、志摩市、伊賀市、度会町、県交通政策室）の事例を通じて、課題の整理を行い、意見交換を行った上で、平成22年度の一万人アンケートの見直しに反映した。</li> <li>・電子アンケートの有効性の検証や、4市（津市、四日市市、名張市、伊賀市）の総合計画に関するアンケートと一万人アンケートの比較検証を行った。</li> <li>・今後も、住民アンケート担当者の専門性を高めるため研修や、ノウハウを共有する場づくりに取り組んでいく。</li> </ul>
<p>②法定権限移譲の進め方検討会議</p> <p>【協議終了】</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①新分権一括法に関する情報共有            ②法定権限移譲の対象となることが予想される事務内容の把握            ③法定権限移譲に合わせて条例で移譲すべき事務内容について            ④法定権限移譲に伴う諸課題について            ⑤法定権限移譲を含めた今後の権限移譲にかかる方針について</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安、健康福祉、環境、農水商工、県土整備の5つのワーキンググループ（WG）を設置し、各WGでの検討状況について報告を行い、共通する課題についての整理を行った。</li> <li>・国の地域主権戦略会議において、今後の地域主権戦略の工程表（案）が提示されたことを受けて、県から市町への権限移譲にかかる今後の進め方について検討を行った。</li> <li>・今後は、国における地域主権推進一括法案（第2次）を見据えて、法定権限移譲を円滑に進め、「三重県権限移譲推進方針」を改定するため、現検討会議を発展的解消し、新たな検討会議を設置して、検討を継続していく。</li> </ul>

検討会議名称	検討会議での検討事項及び検討結果
<p>③ 地球温暖化対策の 進め方検討会議</p> <p>【協議終了】</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①県・市町の推進計画・実行計画の進め方について ②家庭部門の取組を進める対策について ③産業・業務部門の取組を進める対策について</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町が行う地球温暖化対策を集約するとともに、実務上の課題について整理した。</li> <li>・各市町の課題整理を基に、今後の県と市町の連携による取組方向を、①地球温暖化対策計画等の庁内浸透方法の検討、②市町域CO2排出量の簡易な算定、③産業・業務部門に向けた取組、④住民・事業者向け啓発事業の連携、⑤地域版カーボンオフセット等の検討、に整理した。</li> <li>・この検討により、上記5つの取組方向により、今後県と市町が連携して実施していくという、具体的な取組内容が得られた。</li> </ul>
<p>④ 道路管理手法のあ り方検討会議</p> <p>【協議終了】</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①道路の点検等に関する問題について ②緊急時の対応等に関する問題について ③道路占用許可・道路工事施行承認等に関する問題について</p> <p>《検討結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の点検等に関する検討の結果、市町相互又は県と市町の連携により協働実施が可能と見込まれる道路の点検手法（他の道路管理者が管理する道路を通行する場合の道路点検の協力、他の道路管理者による点検への参加研修など）について取りまとめた。</li> <li>・交通の障害を防止するため、緊急な対応が求められる事案への対応状況について検討した結果、県と市町の連絡体制を強化するとともに、道路管理事務の共同化における諸課題の抽出を行った。</li> <li>・道路占用許可・道路工事施行承認等事務の中の問題点を抽出し、技術審査基準について検討した結果、各団体で運用できる県と市町の統一的な「道路占用許可準則」、及び「技術審査時のチェックリスト」を作成した。</li> <li>・今後は、市町相互又は県と市町の連携による道路点検の協働実施について、取組が可能な地域から順次実施していくとともに、今回作成した「道路占用許可準則」を各団体の状況に応じて活用し、必要に応じて改正等を行っていく。</li> </ul>

## ① 住民アンケートに関する検討会議【協議終了】

### 検討会議設置の目的

少子高齢化の進展、県と市町の役割の変化、雇用経済情勢の悪化等、地域社会を取り巻く環境が大きく変化している中、県民からは効率的で効果的な行政運営が求められています。

そのような中で、県民ニーズを的確に把握するための住民アンケートの調査方法を研究し、担当者の専門性を高めていく活動を行います。

### 検討会議メンバー 21名（市町15名、県6名）◎代表 ○副代表

市 町		県
○津市／市民交流課	四日市市／広報広聴課	◎政策部企画室
松阪市／政策課	桑名市／広報広聴課	政策部交通政策室
名張市／総合企画政策室	尾鷲市／市長公室	政策部「美（うま）し国おこし・三重」推進室
亀山市／広報秘書室	志摩市／企画政策課	
伊賀市／企画調整課	菰野町／企画情報課	
朝日町／総務税務課	大台町／企画課	
度会町／政策調整室	紀北町／企画課	

助言者●皇學館大学／藤井 恭子 准教授

事務局●三重県 政策部企画室

### 検討事項

- ①住民アンケート作成についての基礎知識・ノウハウの学習
- ②平成20年度「住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会」で検討した成果の情報共有
- ③住民アンケート調査と他の広聴手段との連携についての検討



## 開催実績

---

(平成21年度)

第1回 [ 7 / 2. 1. ] ..... 住民アンケート実践講座

協議等計画書により今後の進め方説明

第2回 [ 8 / 2. 4. ] ..... 住民アンケートで抱える課題等について

住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会報告書  
について

アンケート調査についての事例報告

事例1 ..... 津市 市政アンケート調査

事例2 ..... 度会町 地域交通体系に関するアンケート

第3回 [ 9 / 1. 5. ] ..... アンケート調査についての事例報告

事例3 ..... 四日市市 市政アンケート

事例4 ..... 亀山市 市政モニターアンケート

「住みやすさ、地域への愛着についての満足意識」による  
比較検討について

第4回 [ 11 / 1. 3. ] ..... アンケート調査についての事例報告

事例5 ..... 志摩市 次世代育成支援に関するアンケート

事例6 ..... 朝日町 まちづくりアンケート

住みやすさ等アンケート結果の比較について

第5回 [ 1 / 8. ] ..... アンケート調査についての事例報告

事例7 ..... 伊賀市 まちづくりアンケート

事例8 ..... 交通政策室 「公共交通の利用」 e - モニターアンケート

平成22年度一万人アンケートの見直しについて

## 検討内容及び検討結果

---

三重県の一万人アンケートを事例として、「住民アンケート実践講座」を開催し、アンケート作成のポイントを学ぶなど担当者の専門性を高めるための勉強会を実施しました。

各市町等で抱える課題、会議で検討したい内容や昨年度実施した「住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会報告書」の情報共有、設問及び選択肢等についての意見交換を行いました。

5市2町と県（津市、四日市市、亀山市、志摩市、伊賀市、朝日町、度会町、県交通政策室）の事例を通じて、課題の整理を行うと共に事例研究を実施しました。

「郵送法によるアンケート」と「インターネット等による電子アンケート」による「住みやすさ、地域への愛着についての満足意識」の比較については、電子アンケートである「e - モニターアンケート」を「平成21年度一万人アンケート」の同一の設問とすることで、回答率、フリーコメントの内容を比較し、電子アンケートの有効性を検証しました。

直近に総合計画に関するアンケートを実施した4市（津市、四日市市、名張市、伊賀市）と一万人アンケートの「住みやすさ」や各項目の「不満足意識」の結果を、設問内容と回答者から見た設問範囲を考慮して比較検証しました。

住民アンケート実践講座で提案された一万人アンケートに対する改善案を参考として、一万人アンケートの見直し案を作成し、設問内容、選択項目など回答者が理解しやすく、回答しやすい調査票について意見交換を行い、平成22年度の一万人アンケートの見直しに反映しました。

## 今後の予定

---

来年度に住民アンケート担当者の専門性を高めるための研修を実施し、引き続き各自治体担当者の基礎知識やノウハウを共有する場づくりに取り組みます。



## ② 法定権限移譲の進め方検討会議【協議終了】(H20からの継続)

### 検討会議設置の目的

地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」で、「都道府県から市町村への権限移譲の方針」が明記され、64法律359事務を都道府県から市町村へ移譲すべきとされました。

政権交代により、スケジュールをはじめ、今後の情勢等については、まだ不透明なところもありますが、この勧告をベースに新地方分権一括法の国会提出が想定されるところです。法施行までに十分な検討時間が確保されないことも予想されるため、事前に法定権限移譲が見込まれる事務の内容や移譲における諸課題について、県と市町の担当者間で具体的な検討を行います。

### 検討部会メンバー 36名(市町20名、県16名)

市 町	県
津市／行政経営課	政策部／政策総務室
○四日市市／政策推進課	政策部／企画室
伊勢市／総務課	◎政策部／市町行財政室
松阪市／総務課	総務部／総務経営室
桑名市／政策課・人事課・総務課	防災危機管理部／危機管理総務室
鈴鹿市／総務課	生活・文化部／生活・文化総務室
名張市／行政改革推進室	健康福祉部／健康福祉総務室
尾鷲市／市長公室	環境森林部／環境森林総務室
亀山市／法制執務室	農水商工部／農水商工総務室
鳥羽市／総務課	県土整備部／県土整備総務室
熊野市／総務課	教育委員会／教育総務室
いなべ市／政策課	病院事業庁／県立病院経営室
志摩市／総務課	企業庁／企業総務室
伊賀市／行政改革推進課	
木曾岬町／総務課	
東員町／総務課	
朝日町／総務税務課	
南伊勢町／総務課	

◎部会長 ○副部会長

事務局 ●三重県政策部 市町行財政室

## 検討事項

---

新分権一括法に関する情報共有

法定権限移譲の対象となることが予想される事務内容の把握

法定権限移譲に合わせて条例で移譲すべき事務内容の検討

法定権限移譲に伴う諸課題についての検討

法定権限移譲を含めた今後の権限移譲にかかる方針の検討

## 開催実績

---

(平成20年度)

第1回検討部会[11/17] 検討部会の進め方について

農水商工WG[3/24]

保安WG[3/25]

(平成21年度)

県土整備WG[6/29]

第2回検討会議[7/8] 各WGの検討状況について  
法定権限移譲の対応について  
今後の進め方について

環境WG(浄化槽法関係)[7/28]

環境WG(環境基本法、大気関係等 特例市対象)[7/31]

環境WG(環境基本法関係等 一般市対象)[8/6]

環境WG(水道法関係)[8/11]

第3回検討会議[12/22] 県から市町への権限移譲について

第4回検討会議[2/1] 権限移譲の今後の進め方(案)について  
新検討会議の設置について

## ■ 検討内容および検討結果

---

### 第1回検討部会

- ・ 今後の検討部会の進め方について協議を行い、まずおおまかな事務のくりごとにワーキンググループを設置し、移譲に際しての課題の抽出を行って検討を進めることを合意しました。
- ・ 保安、健康福祉、環境、農水商工、県土整備の5つのワーキンググループを設置することとし、市町の参加メンバーの募集を行いました。

### 第2回検討会議

- ・ 各ワーキンググループでの検討状況について報告を行い、共通する課題についての整理を行いました。
- ・ 法定権限移譲の対応について、その基本的な方向性について確認を行うとともに、次期「三重県権限移譲推進方針」の策定についての提案を行いました。
- ・ その他、今後の検討会議の進め方等について意見交換を行いました。

### 第3回検討会議

- ・ 検討会議に構成員のいない市町の権限移譲担当者にも出席をいただきました。
- ・ 国の地域主権戦略会議において、今後の地域主権戦略の工程表（案）が提示されたことを受け、県から市町への権限移譲にかかる今後の進め方について検討を行いました。
- ・ 進め方の基本的な考え方として、法定権限移譲の内容が明らかとなった際に、国における地域主権推進一括法案（第2次）の成立を目途として、現行の「三重県権限移譲推進方針」を改定すること。それまでは、現行の推進方針の推進期間を延長し、引き続き、条例による権限移譲を推進していくこと。この間、権限移譲推進方針の改定を念頭にした移譲推進方策の検討を行うことを提案しました。
- ・ この「法定権限移譲の進め方検討会議」については発展的に解消し、新たな検討会議を設置して検討を継続していくことの提案を行いました。

#### 第4回検討会議

- ・ 検討会議に構成員のいない市町の権限移譲担当者にも出席をいただきました。
- ・ 各市町等からの意見に対する事務局の説明・意見交換を通じ、県から市町への権限移譲にかかる今後の進め方（案）について検討を行い、新検討会議の設置も含めて合意しました。

## 今後の予定

---

引き続き、法定権限移譲の進め方に関する検討を行うことに併せ、「三重県権限移譲推進方針」の改定を念頭にした権限移譲全体の推進方針を検討していくため、新たな検討会議を設置します。

新検討会議では、次の事項について検討を行います。

#### (1) 法定権限移譲の進め方

法定権限移譲を円滑に進めるための方策について

法定権限移譲に併せて行う効果的な県条例による権限移譲の実施方策について

#### (2) 権限移譲推進方針の改定を念頭にした移譲推進方策の検討

権限移譲をとりまく状況と今後の動向調査

現行の権限移譲推進方針の検証

他の都道府県における推進方策の調査

移譲推進に必要な県の支援

### ③ 地球温暖化対策の進め方検討会議

#### 検討会議設置の目的

京都議定書の目標期間まで2年となり、地方自治体においても地球温暖化に対する着実な取組が必要となっています。

そこで、県内の地球温暖化対策を進めるため、産業部門、家庭部門等における方策を、県と市町が連携して検討し、具体的な取組につなげていきます。

#### 検討会議メンバー 24名（市町19名、県5名）

市 町		県
津市／環境政策課（2名）	四日市市／環境保全課	◎環境森林部 地球温暖化対策室（4名）
松阪市／環境課	桑名市／環境政策課	環境森林部 温暖化・排水対策特命監
鈴鹿市／環境政策課	○名張市／環境対策室	
尾鷲市／環境課	亀山市／環境森林保全室	
鳥羽市／環境課	いなべ市／生活環境課	
志摩市／環境課	伊賀市／環境政策課	
菰野町／環境課	朝日町／町民福祉課	
川越町／町民環境課	大台町／生活環境課	
紀北町／環境室	紀宝町／環境衛生課	

◎代表 ○副代表

事務局●三重県環境森林部 地球温暖化対策室

#### 検討事項

地域における多様な主体の連携による活動の検討

- ①県・市町の推進計画・実行計画の進め方についての検討
- ②家庭部門の取組を進める対策についての検討
- ③産業・業務部門の取組を進める対策についての検討



## 開催実績

---

(平成 21 年)

- 第 1 回[7/22] 検討会議の検討方向について  
県・各市町の取組状況について
- 第 2 回[10/1] 具体的な取組方向について
- 第 3 回[1/14] 今後の取組方向について

## 検討内容および検討結果

---

- 1 各市町が行う地球温暖化対策  
各市町が行う地球温暖化対策を集約すると、主に次のとおりでした。
  - ( 1 ) 住民向け普及啓発
  - ( 2 ) 地元企業向けの支援
  - ( 3 ) 地球温暖化対策の地方公共団体実行計画における実践
  - ( 4 ) 環境保全団体に対する支援
  
- 2 各市町が行う地球温暖化対策における実務上の課題
  - ( 1 ) 各市町域の CO2 排出量は重要なデータだが、算定の基礎となるデータの収集が困難であったり、算定に手間がかかったりする。
  - ( 2 ) 地方公共団体実行計画や環境マネジメントシステムが庁内で十分浸透していない。地球温暖化対策は他部署との連携が大切だが、取組は、環境部署の取組に偏りがちである。
  - ( 3 ) 産業・業務部門に対する取組について、取り組むべき範囲が幅広いので単独市町では十分な対応が困難。
  
- 3 今後の取組方向
  - 2 で掲げた課題をもとに、今後、次の方向で取り組めるところから順次進めていくこととしました。
    - ( 1 ) 地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステム等の庁内への浸透方法の検討
      - 地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムが、全庁的な取組として浸透していないことから、県内の先進市町や県の取組事例を参考に、庁内各部が連携して取り組む方策を検討する。

**【取組内容】**

参加市町における課題を元に、県内の取組事例等を参考に検討会を開催

- ・参加市町における課題調査
- ・県内自治体における先進事例勉強会

(2) 市町域 CO2 排出量の簡易な算定方法についての検討

各市町の地球温暖化対策の目標、政策の前提となる各市町域の CO2 排出量を住民に周知することは、取組を進めるうえで重要である。そこで、簡易な排出量の算定方法を国の検討状況を参考に検討を行う。

**【取組内容】**

参加市町における課題を元に、国の検討結果等を参考に検討会を開催

- ・参加市町における取組状況調査

(3) 産業・業務部門に向けた取組の検討

産業・業務部門への取組を進めるため、省エネルギーセンターや県が行う無料省エネ診断制度を活用し、省エネの取組を推進する。

**【取組内容】**

- ・参加市町における事業所、商工会等の状況把握
- ・市町、県と関連団体等が連携して、参加市町域における各事業所への省エネ相談・診断の PR 及び実施

(4) 住民・事業者向け啓発事業の連携

市町が行う住民・事業者向け啓発イベントや市民、事業所等多様な主体の日常活動と CO2 排出量削減の取組を結びつけるカーボンオフセットに関するセミナーなどについて、市町、県が連携して取り組み、効率的に進める。

**【取組内容】**

- ・参加市町における今後の啓発イベント実施予定・意向調査
- ・参加市町が実施する啓発イベントとの調整・実施

(5) 地域版カーボンオフセット等の検討

今後の地域の新しい取組として、県、市町民一人ひとりが地域のCO<sub>2</sub>排出量削減に主体的に取り組むことができるしくみの一つとして、市民、事業所等多様な主体の日常活動と、CO<sub>2</sub>排出量削減の取組を結びつけることにより、各市町域の地球温暖化対策につなげる地域版カーボンオフセット等の新しいしくみについて、低炭素社会の構築に向けて長期的な視点から検討を行う。

**【取組内容】**

地域版カーボンオフセット等新しい仕組みの検討

## 今後の予定

---

今後は、検討結果に基づき、各市町と連携して具体的に取り組んでいきます。

## ④ 道路管理手法のあり方検討会議

### 検討会議設置の目的

現在、政治・経済・社会をとりまく環境は大きく変化しており、財政構造、経済構造、国と地方の役割分担等、経済・社会システムは緊急な見直しを迫られています。

このような変革の時期にあって、最も基礎的な社会資本である道路については、多様化する住民のニーズに対応し、道路の機能を最大限発揮できるような施策を展開していくことが必要です。

検討会議では、道路管理の状況・課題を踏まえたうえで、道路管理の手法について、住民サービスの向上、維持管理の効率化と経費の削減のため、県と市町の連携・協力の方法等を検討します。

### 検討会議メンバー 37名（市町21名、県16名）◎代表 ○副代表

市 町			県
津市／建設維持課	四日市市／道路整備課	松阪市／維持監理課	○県土整備部維持管理室（6名）
桑名市／土木課	◎鈴鹿市／土木総務課、道路保全課（2名）	名張市／維持管理室	各建設事務所（10名）
尾鷲市／建設課	亀山市／まちづくり保全室	鳥羽市／建設課（2名）	
熊野市／建設課	いなべ市／管理課	志摩市／建設整備課	
伊賀市／道路河川課	木曾岬町／産業建設課	東員町／建設産業課	
川越町／建設課	明和町／建設課	大紀町／建設課	

事務局 ●三重県県土整備部 維持管理室

### 検討事項

- ①道路の点検等に関する問題について
- ②緊急時の対応等に関する問題について
- ③道路占用許可・道路工事施行承認等に関する問題について

## 開催実績

第1回 [ 7 / 1 ] ..... 協議計画書により今後の進め方を説明  
..... 19年度・20年度実施の「公共土木施設にかかる  
..... 県と市町の役割分担のあり方検討会議」等の経過を  
..... 報告  
..... テーマ及び分科会の設置及びメンバーの決定

第2回 [ 10 / 6 ] ..... 各分科会での検討状況と今後の進め方について意見  
..... 交換

第3回 [ 1 / 14 ] ..... 各分科会での検討状況の報告と、報告内容に対する  
..... 意見交換

..... 検討会議に分科会を設置し、テーマ毎に詳細を検討しました。...

### [ 各分科会の開催状況 ]

#### 《道路の点検関係等分科会》

第1回 [ 8 / 6 ] 第2回 [ 9 / 1 ] 第3回 [ 10 / 7 ]

第4回 [ 11 / 6 ]

#### 《緊急対応関係等分科会》

第1回 [ 8 / 4 ] 第2回 [ 9 / 2 ] 第3回 [ 10 / 5 ]

第4回 [ 11 / 13 ]

#### 《占用・加工関係等分科会》

第1回 [ 7 / 29 ] 第2回 [ 8 / 26 ] 第3回 [ 10 / 2 ]

第4回 [ 11 / 5 ]

## 検討内容及び検討結果

各分科会での検討内容及び検討結果については、次のとおりです。

### 1 道路の点検関係等分科会

道路管理を取り巻く現在の状況及び将来の環境変化について意見を交換し、今後の対応方法について検討しました。

検討の結果、市町相互又は県と市町の連携により協働実施が可能と見込まれる道路の点検手法（他の道路管理者が管理する道路を通行する場合の道路点検の協力、他の道路管理者による点検への参加研修など）について取りまとめました。

### 2 緊急対応関係等分科会

交通の障害を防止するため、緊急な対応が求められる事案への対応状況について改善案の検討を行い、休日・夜間等の閉庁時における県・市町の連絡先を一括して住民に情報提供する（別添資料 2-3-1、p17～p18）とともに、県職員と市町職員間の連絡体制を強化することとしました。

また、県と市町の連携による道路管理事務の共同化に関して、共同化の意義、現行制度及び三重県の広域行政等の状況について意見交換を行い、実施にあたっての諸課題を抽出しました。

### 3 占用・加工関係等分科会

道路占用許可・道路工事施行承認等事務の中の問題点を抽出し、主要な課題として、未だ制定していない市町もみられる技術審査基準について検討し、各団体に運用できる県と市町の統一的な「道路占用許可準則」（別添資料 2-3-2、p19～p68）及び「技術審査時のチェックリスト」（別添資料 2-3-3、p69～p72）を作成しました。

## 今後の予定

---

- 1 市町相互又は県と市町の連携による道路点検の協働実施について、取組が可能な地域から順次実施していきます。
- 2 休日・夜間等の閉庁時においても、道路の安全確保に向けた迅速な対応ができるよう、県と市町の協力体制を継続するとともに、緊急時の連絡先等をあらゆる機会を通じて住民に周知していきます。
- 3 道路管理事務の共同化については、具体的な取組を進める段階で、解決すべき諸課題について検討します。
- 4 各団体が道路占用許可事務を行うにあたっては、今回作成した「道路占用許可準則」を各団体の状況に応じて活用することとします。また、今後も県と市町で情報共有をしながら、必要に応じて改正等を行うこととします。

## V. (地域会議) 調整会議・検討会議の開催状況(H21年度)

県民センター	調整会議の主なテーマ	検討会議のテーマ
桑名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップ会議における地域課題選定</li> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> <li>・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域開発</li> <li>・住民と公の距離を近づける条件整備</li> </ul>
四日市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップ会議における地域課題選定</li> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> <li>・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市の中核市移行</li> <li>・定住自立圏構想</li> <li>・コミュニティバス等の効果的な運用</li> </ul>
鈴鹿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップ会議における地域課題選定</li> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> <li>・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちかど博物館を活かしたまちづくり</li> <li>・鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携</li> <li>・鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興</li> </ul>
津	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> <li>・県政に対する要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津市総合計画と連携した特色ある地域づくり</li> <li>・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組の推進</li> </ul>
松阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップ会議における地域課題選定</li> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> <li>・定住自立圏構想について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の推進</li> <li>・超高齢化地域対策（山里の未来創造事業）</li> <li>・住民との協働のあり方 （クリスタルの森の整備：仕掛け人塾）</li> </ul>
伊勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップ会議における地域課題選定</li> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> <li>・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ対策行動計画の策定</li> <li>・伊勢志摩の観光振興（世界新体操選手権大会期間中の外国人プレス対応）</li> <li>・都市との交流事業による人口減少対策</li> </ul>
伊賀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップ会議における地域課題選定</li> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> <li>・県立高校の再編活性化について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住自立圏構想</li> <li>・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の諸課題の検討</li> </ul>
尾鷲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> <li>・定住自立圏構想について</li> <li>・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町の情報共有の仕組みづくり</li> <li>・防災体制の強化</li> </ul>
熊野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会議におけるテーマ選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紀南中核的交流施設を核とした集客交流の推進</li> <li>・紀宝町災害見守り体制の構築支援</li> <li>・熊野地域における移住・交流の推進</li> </ul>



## 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議)の取組状況

### 桑名県民センター

#### 調整会議

- ・検討会議を「地域開発」と「住民と公の距離を近づける条件整備」の2テーマで設置することを決定した。
- ・トップ会議の地域で選定する課題について検討を行った。
- ・「定住自立圏等民間投資促進交付金」の情報共有を行った。
- ・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組状況について情報共有等を行った。

#### 検討会議

##### 地域開発

##### 【目標】

地域開発に係る現状、課題及び解決策を含めた県への提言書の作成。

##### 【検討項目の現状及び課題】

工業用地需要に対し、既存の工業用地の大部分が立地済みとなっており、市街化調整区域を含めた工業用地の開発が課題となっている。今後、工業団地、企業誘致については時間的な問題も含めた企業ニーズに的確に対応する必要がある。

##### 【取組状況】

- ・検討内容、進め方(スケジュール)等について検討を行った。
- ・市町の現状認識、課題、解決策についての報告を求めるとともに、県関係部局と意見交換を行った。

##### 【今後の方針】

提言書の最終調整を行い、本年度中に県への提言書を作成する。

##### 住民と公の距離を近づける条件整備

##### 【目標】

(平成21年度目標)

住民の地域活動等への参加を促すための手法や仕組等について調査、研究を行い、取組事例を取りまとめる。

(最終目標)

住民の地域活動等への参加を促すための手法や仕組み等が実施されている。

##### 【検討項目の現状及び課題】

地域の課題を解決するためには、より多くの多様な担い手の参加が必要であると考えられる。地域づくりに関心の薄い人々の参加をどう促していくかの環境づくりの構築が必要である。

#### 【取組状況】

現在の取組状況や抱えている課題、将来の施策等を見据え、取組事例等の調査を行った。

#### 【今後の方針】

調査、研究の結果を踏まえ、住民の地域活動等への参加を促すための手法や仕組み等について、本年度中に事例の取りまとめを行う。

### 四日市県民センター

#### 調整会議

- ・トップ会議の地域で選定する課題について検討するとともに、各首長の意向を反映した進め方について確認した。
- ・トップ会議の結果を受けた今後の地域会議等の進め方について検討を行った。
- ・検討会議の具体的なテーマの設定について議論し、市町提案の2テーマと県提案の2テーマの中から、今年度のテーマを「四日市市の中核市移行」、「定住自立圏構想」、「コミュニティバス等の効果的な運用」とすることを決定した。
- ・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組状況や地域課題等について情報共有等を行った。

#### 検討会議

##### 四日市市の中核市移行

#### 【目標】

移行についての作業状況や課題が各市町で共有されていること。

#### 【検討項目の現状及び課題】

四日市市は中核市への移行を表明しており、同市と関わりの深い三河地域の各町にはさまざまな影響があると想定されるため、こうした情報を共有し、必要な議論を行う場が求められている。

#### 【取組状況】

四日市市と県民センターを構成員とし、菰野町、朝日町、川越町、県関係部局をオブザーバーとする検討会議を設けることで合意した。

- ・中核市制度の概要と移行に向けての課題について情報共有や協議を行った。

#### 【今後の方針】

中核市移行に向けての作業や課題について、本年度の取組状況を整理するとともに、引き続き情報共有や検討を行っていく。

## 定住自立圏構想

### 【目標】

各市町が制度導入について判断する際の課題等の項目を明確にすること。

### 【検討項目の現状及び課題】

広域市町村圏が廃止され、新たな広域連携の手法が求められているが、当圏域にとって定住自立圏構想がそれに代わるものとして有効であるか、総合計画の策定期間に併せて、調査、研究を行う必要がある。

### 【取組状況】

四日市市、菰野町、朝日町、川越町、県地域づくり支援室及び県民センターを構成員とした検討会議を設けた。

- ・目標設定、今後の具体的な検討手法について意見交換を行った。
- ・滋賀県彦根市において先進地調査を行った。

### 【今後の方針】

これまで行ってきた調査の内容を踏まえ、現状の中で考えられるメリット・デメリットや課題を整理するとともに、国の動向も見ながら制度導入の有効性を引き続き検討していく。

## コミュニティバス等の効果的な運用

### 【目標】

各市町のコミュニティバス等の運行状況を情報共有し、共通する課題を設定し検討すること。

### 【検討項目の現状及び課題】

コミュニティバス等による公共交通網の整備には、各市町が個別に取り組んでいる。取組方法や課題などを各市町間で共有し、ともに議論を深めることが、今後の事業の効果的な運用に有効である。

### 【取組状況】

四日市市、菰野町、朝日町、川越町、県交通政策室及び県民センターを構成員とした検討会議を設けた。

- ・費用対効果の向上などを目的としたさまざまな手法等について、今後さらに研究を続けることを合意した。
- ・デマンド型の公共交通機関について先進視察（愛知県江南市）を行った。

### 【今後の方針】

本年度の取組結果を整理するとともに、現在の自主運行バスの代替手段となりうる取組について検討を進める。また、利用促進などの収支向上策や、地域コミュニティを核とした公共交通の手法などについても研究を行っていく。

## 鈴鹿県民センター

### 調整会議

- ・鈴鹿亀山地域の取組やその進め方について意見交換を行った。
- ・トップ会議における地域課題の抽出方法等に関する意見交換を行った。
- ・検討会議で協議する課題の抽出方法等について協議した。
- ・3つの検討会議、「まちかど博物館を活かしたまちづくり」、「鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携」、「鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興」の設置を決定した。
- ・「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組について情報共有等を行った。

### 検討会議

#### まちかど博物館を活かしたまちづくり

##### 【目標】

- ・まちかど博物館の館数が増えるとともに、住民主体によるイベントや取組が実施されることによって、鈴鹿亀山地域の各地区でまちかど博物館を活かしたまちづくりが展開されている。
- ・まちかど博物館が設置された地区の間で連携した取組が実施されるとともに、「鈴鹿亀山地域まちかど博物館連絡協議会（仮称）」が設置されている。
- ・平成21年度目標数値：鈴鹿亀山地域におけるまちかど博物館の館数 23館  
鈴鹿亀山地域における住民主体によるイベントや取組の回数 7回

##### 【検討項目の現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域においては、数年前から住民主体によるまちかど博物館を活かしたまちづくりの取組が始まったことから、こうした取組を地域づくり連携の要ととらえ、地域住民への周知・啓発や支援を推進していく必要がある。
- ・現在設置されているまちかど博物館の館数は、まちづくりの取組が展開されるために必要な館数には至っていない。

##### 【取組状況】

- ・まちかど博物館や来場者の数を増やすため、周知・啓発の取組等について検討を行った。
- ・『伊勢街道に息づく「匠の里」フォトコンテスト』（11月開催）についての打ち合わせを行った。
- ・先進地視察（2月23日実施予定）の進め方等について、協議を行った。
- ・管内各地区における取組状況について報告し、まちづくりの推進に向けた今後の支援のあり方について意見交換を行った。

##### 【今後の方針】

- ・まちかど博物館の館数や来場者数を増加させるため、住民主体によるイベントや

取組への支援を引き続き実施していく。

- ・まちかど博物館が設置された各地区間で館長や住民主体によるイベントを支える地域サポーターの交流を推進する。
- ・将来的には、鈴鹿亀山地域の全域においてまちかど博物館が設置されるとともに、各地区による連携した取組が展開されるよう「鈴鹿亀山地域まちかど博物館連絡協議会（仮称）」の設置に向けた検討を進める。

#### 鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携

##### 【目標】

- ・文化財の保存・活用に関する報告会や講演などのイベントが鈴鹿市と亀山市双方の市民を対象に周知されたうえで実施されることによって、地域で一体的な周知・啓発等の推進を目指す。

##### 【検討項目の現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域には、日本の古代、中世、近世、近代における重要で貴重な歴史文化遺産に恵まれている。これらの歴史文化遺産の中には、市域を越えて相互に関連し、時代背景を同じくするものが多く存在する。
- ・歴史文化遺産を鈴鹿亀山地域の全域で一体的に捉えていくための周知・啓発を進めることで、住民の認知度を高め、広域的な歴史文化遺産の保存・活用に向けた取組を一層推進していくことが必要である。

##### 【取組状況】

- ・鈴鹿亀山地域における連携した歴史文化遺産の啓発の必要性などについて意見交換を行った。
- ・歴史文化遺産の保存・活用に向けた周知・啓発に関して、今後の進め方の意見交換や検討を行った。

##### 【今後の方針】

今後の進め方について、市との意見交換を踏まえて調整していく。

#### 鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興

##### 【目標】

- ・イベントにおいて地域の関係機関が観光 PR や物産振興のブース出展などを連携して行うことで、鈴鹿亀山地域の情報発信や物産振興の推進を目指す。
- ・平成 21 年度目標数値：

鈴鹿亀山地域における連携した取組が実施されたイベントの数 2 回

##### 【検討項目の現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域は、製造業や農業が盛んであるとともに、豊かな自然や歴史・文化・観光など多くの資源に恵まれている。

- ・新名神高速道路の建設など広域的な交通網の整備が進み、県内外の地域間交流が一層促進される環境が整いつつある。
- ・地域の資源を生かした活力あるまちづくりを推進していくためには、豊富な資源や魅力を地域が一体となって県内外へ一層積極的に発信していくことが望まれる。

#### 【取組状況】

- ・鈴鹿亀山地域における地域資源や魅力の情報発信、物産振興等の取組について検討した。
- ・「第12回鈴鹿シティマラソン」と「第18回“江戸の道”シティマラソン大会」へブースを出展し、パンフレットの配布等による情報発信や物産振興を両市が連携して行った。

#### 【今後の方針】

来年度以降の進め方について、市との意見交換を踏まえて調整していく。

### 津県民センター

#### 調整会議

- ・協議会の進め方について意見交換を行い、検討会議のテーマを「津市総合計画と連携した特色ある地域づくり」、「『<sup>うま</sup>美し国おこし・三重』の取組の推進」の2テーマで設置することを決定した。
- ・津市が行う県政要望の内容について、要望項目を所管する市の各部長等が説明を行い、県の関係事務所長と意見交換を実施した。

#### 検討会議

津市総合計画と連携した特色ある地域づくり

#### 【目標】

津市が総合計画で重点プログラムとして位置づけ、各エリアで推進しようとする地域づくり事業（「地域かがやきプログラム」）について、県と市との調整が円滑に行われ、県と市が連携して効果的に事業が実施されている。

#### 【検討項目の現状及び課題】

津市では、総合計画の重点的取組として、市内を4つの区域に分け、それぞれの地域特性や地域資源を活かした地域づくりに取り組んでいる（地域かがやきプログラム）。県は、これらの取組への理解を深め、効果的に事業が実施されていくよう支援、連携していく必要がある。

なお、平成21年度は次の事業について連携・支援の検討を行う。

- ・歴史街道・ウォーキング事業
- ・地域コミュニティ形成事業
- ・森林セラピー基地事業、二地域居住等推進事業

#### 【取組状況】

##### ・歴史街道・ウォーキング事業

津市の実施する歴史街道事業、ウォーキング事業をより効果的に実施するため、県が津市各エリアにおいて展開している歴史街道ボランティアガイド育成事業で培ってきた成果（歴史的遺産を活かした地域づくりのノウハウ）を活用して取り組んだ。

また、本年度実施する歴史街道ウォーキング事業では、伊勢本街道については津県民センターが、その他の街道については津市が、それぞれ分担して実施することとした。

##### ・地域コミュニティ形成事業

津市美杉町八知地域は、県の集落機能再生事業を活用し、県、市、東京農工大学の連携により、同八幡地区は、津市単独事業で、県、市、東京農工大学の連携により、同伊勢地地区は、市単独事業により市と三重短期大学（県は協力参加）の組み合わせで実施している。

##### ・森林セラピー基地事業、二地域居住等推進事業

森林セラピー基地グランドオープン記念行事の実施（10月）や東京での観光キャンペーン事業への出展参加により、森林セラピー基地事業、二地域居住等推進事業のPRを行った。これらの事業の推進にあたっては大都市部での情報発信が課題であることから、県ではこのPR活動に対して補助事業により支援を行った。

#### 【今後の方針】

今後とも津市の事業を効果的に実施するため、県と市の関係課が連携を深めていく。

<sup>うま</sup>  
「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組の推進

#### 【目標】

<sup>うま</sup>  
「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組を通じて、住民の自発的な地域づくり活動が進み地域振興が図られる。

#### 【検討項目の現状及び課題】

<sup>うま</sup>  
「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組は、住民による自発的な地域づくり活動を促進することを狙いとしており、津市の地域振興に寄与するものである。同取組の推進にあたっては、県と市がより連携を深めて取り組む必要がある。

#### 【取組状況】

県と津市が連携し、座談会や説明会等を開催するとともに、「対話する」大会を津

市で開催し、「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組を共に推進している。

#### 【今後の方針】

今後とも引き続き県と津市が連携・協働して「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組を推進していく。

### 松阪県民センター

#### 調整会議

- ・協議会の進め方やトップ会議の開催について意見交換を行った。
- ・検討会議を「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の推進、「超高齢化地域対策（山里の未来創造事業）」、「住民との協働のあり方（クリスタルの森の整備：仕掛け人塾）」の3テーマで設置することを決定した。
- ・各市町の共通課題である定住自立圏構想について、調整会議を中心に勉強を進め、今後、必要があれば検討会議を新たに設けることとした。
- ・検討会議や定住自立圏にかかる先進地視察の状況を報告した。
- ・定住自立圏を目指す上での課題等の検討について、次年度検討会議を設ける方向で調整することを決定した。

#### 検討会議

<sup>うま</sup>「美し国おこし・三重」の推進

#### 【目標】

管内各市町から<sup>うま</sup>「美し国おこし・三重」の取組を活用したパートナーグループが登録され、地域での取組がスタートしている。

#### 【検討項目の現状及び課題】

管内で座談会を開催した結果、各市町のパートナーグループが登録されたところである。今後は、各グループの取組を支援するとともに、可能なものについては、グループ間の連携を進める必要がある。

#### 【取組状況】

<sup>うま</sup>「美し国おこし・三重」の取組を管内各市町における地域づくりに活用することについて、共通理解をより深めるため、「持続可能な地域づくり」にかかる勉強会を実施した。

#### 【今後の方針】



「<sup>うま</sup>美し国おこし 三重」の取組の推進に向けて県と市町との連携は欠かせないことから、今後も管内市町と連携・協働しながら取り組むとともに、市町の枠を越えたグループ間の連携についても進める

#### 超高齢化地域対策（山里の未来創造事業）

##### 【目標】

松阪市の過疎や辺地での地域住民が主体となった活性化振興策の展開を最終目標として、地域住民との協働を基軸に3カ年で順次展開する。

初年度の平成21年度は、課題の抽出や施策展開に向けての組織体制を発足させ、翌年度の平成22年度は、各地域に見合った研究会の発足、各地域の振興策を検討・作成する。最終の平成23年度には、各地域での振興策が展開され、それらを支える支援体制を構築する。

##### 【検討項目の現状及び課題】

持続可能な地域振興策を図るには、行政主導の施策展開から脱却し、地域住民の皆さんが主役となって、主体的に振興策を進める必要がある。しかし、過疎化等が進む中で、地域づくりの担い手は限られており、地域住民にとっては不安と共に負担感を感じている。

##### 【取組状況】

- ・具体的な実践（例えば、都市住民のニーズを把握するためのモニター交流会や田舎暮らし体験等の開催など）を通して地域住民と行政が協働することにより、互いの信頼関係を構築するとともに、外部の視点から地域資源の把握等進めて地域住民の参画を促し、自主的な地域づくりの展開を目指して取り組むこと等を決定した。
- ・地域住民の実践者を研究員として委嘱した。
- ・今後の展開として、地域を2分割（飯南・飯高地域と嬉野・柚原地域）して、それぞれの地域資源や特性等に合った地域づくりのあり方を議論することを決定した。

##### 【今後の方針】

今年度の目標である推進体制を固めることが出来たことから、住民との協働を行うシンボリックな実践に向けて、具体的な検討を始める。

#### 住民との協働のあり方（クリスタルの森の整備：仕掛け人塾）

##### 【目標】

持続可能な地域づくりを進めるには、行政主導型から地域住民が主体となった活動を展開する必要がある。多気町では町長から委嘱された“多気町まちづくり仕掛

人塾”が中心となり、地域住民による環境活動として、クリスタルタウン内の環境活用ゾーンに環境活動の拠点となる「クリスタルの森」の整備を進める。

具体的には、地域住民が主体となって、花畑（約 300 m<sup>2</sup>）、自然農園（約 300 m<sup>2</sup>）や竹林などの整備を進めるとともに、地域住民が気軽に環境問題に思いを馳せる機会を付与するイベントなども実施し、住民主体による環境活動に取り組む。

#### 【検討項目の現状及び課題】

地域で取り組める環境活動を持続可能な取組で行うことから、県と町が協働して、活動のPR、参加者の確保、情報発信や他団体との連携などを側面的に支援する必要がある。また、創設したばかりの組織であることから実績等は無きに等しいが、高い志に支えられており、短期間で実践を行う中で条件整備等を行い「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」のパートナーグループに登録し、多気地域の基軸プロジェクトにしていく必要がある。

#### 【取組状況】

- ・地域住民が主体となって活動し、それを行政が補完することで、互いの信頼関係を構築しながら、地域住民の企画立案による自主的な活動で取り組むことなどを決定した。反面、責任も住民に在ることも確認した。
- ・オープニングイベントという実践の場で、行政の役割（行政しか出来ない事）が予想以上に少ないことを経験した。
- ・熊本大学文学部徳野教授（地域社会学）を招聘し、勉強会を行った。

#### 【今後の方針】

オープニングイベントの経験などから、より行政の関与を薄めた住民組織として「たき環境くらぶ“竹遊号”」を新たに設立し、今年8月に「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」のパートナーグループに登録されて「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の支援を得て、更なる活動（竹灯籠等によるイベントなど）を行っている。

検討会議としては、当初目的を達成したことから中断し、今後の活動を見守って行く。なお、必要が在れば新たな課題に対して検討を再開する。

## 伊勢県民センター

### 調整会議

- ・地域会議の運営方法、スケジュールについて調整するとともに、検討会議を「新型インフルエンザ対策行動計画の策定」、「伊勢志摩の観光振興（世界新体操選手権大会期間中の外国人プレス対応）」、「都市との交流事業による人口減少対策」の3テーマで設置することを決定した。
- ・トップ会議の開催に向けて地域で選定する課題等の調整を行った。
- ・<sup>うま</sup>「美し国おこし・三重」の取組について情報共有等を行った。

## 検討会議

### 新型インフルエンザ対策行動計画の策定

#### 【目標】

平成 21 年度中に南勢志摩管内のすべての市町が新型インフルエンザ対策行動計画（社会対応版）を策定することを目標とする。

#### 【検討項目の現状及び課題】

新型インフルエンザの世界的な大流行（パンデミック）に対し、地方自治体が行うべき社会的な対応について、あらかじめ自らの危機管理体制を整え、住民に対して理解と協力を求める必要がある。

南勢志摩管内で、新型インフルエンザ対策行動計画（社会対応版）未策定の市町においても、住民生活の被害を最小限に抑えるために、地方自治体としての具体的な取り組みを記載し、新型インフルエンザが発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うことが必要である。

#### 【取組状況】

- ・管内で既に行動計画（社会対応版）を策定している伊勢市の事例について情報共有を行うとともに、県・各市町の新型インフルエンザ対策について情報共有を行った。
- ・四日市市が策定している業務継続計画について情報共有を行うとともに、県・各市町の新型インフルエンザ対策について情報共有を行った。

#### 【今後の方針】

取組による成果を活かして、本年度中に管内の全ての市町が連携を強化して行動計画（社会対応版）を策定することとしている。

### 伊勢志摩の観光振興（世界新体操選手権大会期間中の外国人プレス対応）

#### 【目標】

世界的な規模や全国レベルのイベント等を把握し、各市町と連携のうえ、観光振興について検討していくことを目標とする。

#### 【検討項目の現状及び課題】

平成 21 年 9 月 7 日から 13 日にかけて世界新体操選手権三重大会が開催され、多数の外国人プレスが伊勢志摩地域を訪れることから、世界に伊勢志摩の観光をアピールする絶好の機会と捉えて、各市町と県が連携して外国人プレス向けのミニツアーを実施する。

#### 【取組状況】

- ・効果的・効率的にピーアールする手法として、ミニツアーの実施を決定し、具体のツアー内容について協議、検討を行った。

・ミニツアーの実施状況

鳥羽市コース 平成 21 年 9 月 10 日 ミキモト真珠島

伊勢市コース 平成 21 年 9 月 11 日 伊勢神宮・おはらい町

【今後の方針】

伊勢志摩地域で世界的な規模や全国レベルのイベント等が行われる機会があれば、調整会議、検討会議を適宜開催し、各市町と県が連携のうえ観光振興について検討していく。

都市との交流事業による人口減少対策

【目標】

交流事業を実施している鳥羽市と南伊勢町とで、連携して取組を進めるとともに、情報を共有することで、伊勢志摩地域の各市町の参考とする。

【検討項目の現状及び課題】

平成 17 年国勢調査結果に基づく三重県の人口推計によると、伊勢志摩地域の市町の人口減少がさらに進むことが予測されている。

そのような中、人口減少・少子化対策の一環として、鳥羽市と南伊勢町では、地元男性と都市女性との交流事業を実施しており、定住促進につながっている。

交流事業をより効果的に実効性のあるものとするため、鳥羽市と南伊勢町で事業内容等について検討するとともに、同じような課題を抱えている伊勢志摩地域の各市町の参考としていくことが必要である。

【取組状況】

- ・鳥羽市・南伊勢町で交流事業を開催するとともに、両市町の取組状況等について管内市町への情報共有を行った。

伊賀県民センター

調整会議

- ・伊賀地域における県立高等学校の再編活性化について、昨年度からの経緯・今後の検討スケジュール等の情報共有を行った。
- ・検討会議を「定住自立圏構想」、「『<sup>うま</sup>美し国おこし・三重』の諸課題の検討」の 2 テーマで設置することやトップ会議の地域で選定する課題を決定した。
- ・定住自立圏構想について、検討会議における今後の検討内容及びスケジュールを確認した。
- ・<sup>うま</sup>「美し国おこし・三重」の取組について、4 月以降の取組状況や今後の活動内容及びスケジュールを確認した。

## 検討会議

### 定住自立圏構想

#### 【目標】

(平成 21 年度目標)

定住自立圏構想に基づく圏域形成に向けて、両市が連携して取組を開始する。

(最終目標)

伊賀市、名張市が定住自立圏構想に基づく圏域として伊賀圏域を形成する。

#### 【検討項目の現状及び課題】

伊賀管内の両市においては、従来から様々な分野にて補完・協力の関係を構築しており、広域事務組合も設置して伊賀圏域として一体的な取組を進めてきているが、定住自立圏構想に基づく圏域を形成した場合のメリット・デメリット等について整理したうえで取組を進める必要がある。

圏域を形成する場合において中心的な取組となる医療の分野については、現在、別の会議での協議、検討が行われており、その進捗状況を踏まえながら取組を進める必要がある。

#### 【取組状況】

- ・両市の事務担当者による定住自立圏構想の勉強会を実施するとともに、各市での取組状況、今後の方針等を検討
- ・両市の首長へ制度概要を説明し、定住自立圏構想への理解を図るとともに両市が圏域形成に向けて共に検討していく事を確認。

#### 【今後の方針】

先行実施団体の取組内容や状況を踏まえて、引き続き圏域形成に向けて議論を進めて行く。

<sup>うま</sup>  
「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の諸課題の検討

#### 【目標】

「拡大座談会」及び「対話する大会」の実施

#### 【検討項目の現状及び課題】

開催方法・内容等について県と市町が連携して検討を始めている。

#### 【取組状況】

- ・両市の担当者及び地域プロデューサーとともに、「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組の進捗状況、市の地域づくり施策の確認等情報共有を行い、今後の市事業との調整やパートナーグループの登録状況を考慮に入れ効果的な開催方法等について検討を行った。

・「対話する大会」が参加者にとって効果的な座談会となるよう、実施に向けて協議を行った。

【今後の方針】

今後とも引き続き県と両市が連携・協働して「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組を推進していく。

尾鷲県民センター

調整会議

検討会議の進め方を検討するとともに、「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」を活用した地域づくり、「定住自立圏構想の推進」について情報共有等を行うことで調整した。

検討会議

県と市町の情報共有の仕組みづくり

【目標】

より有機的、持続的な施策展開を行うための情報共有の仕組みをつくる。

【検討項目の現状及び課題】

国や県、市町、財団等、地域づくりにとって有益な施策がたくさんあるにも関わらず相互連携が少ないため、有効活用につながらず次の施策展開が困難な場面も生じている。より有機的、持続的な施策展開のための包括的な情報共有の仕組みが必要である。

【取組状況】

市町と情報共有についての課題を抽出し、解決に向けた仕組み案を検討した。

【今後の方針】

よりよい仕組みとなるよう、仕組み案を検証するとともに実施していく。

防災体制の強化

【目標】

市町の総合的な災害対応能力向上のため、防災担当以外の課も図上訓練を実施していること。

【検討項目の現状及び課題】

大規模な災害時は市町の防災担当課だけでは対応が困難であるため、担当課以外の課も参加する災害対応の訓練を実施し、全庁的に災害対応能力を高めることが必要である。

【取組状況】

- ・ 防災担当課以外の職員向け訓練説明会及び訓練内容の検討を行ったうえで、説明会と訓練を実施した。
- ・ 訓練の反省会を実施し、次回の訓練開催に向けて検討を行った。

#### 【今後の方針】

- ・訓練の反省をもとに、防災担当課以外の課も参加する全庁的な訓練について、より充実した内容で今後も実施していく。

### 熊野県民センター

#### 調整会議

- ・各テーマについて検討会議のテーマとして取り上げることで合意を得た。
  - 紀南中核的交流施設を核とした集客交流の推進
  - 紀宝町災害見守り体制の構築支援
  - 熊野地域における移住・交流の推進

#### 検討会議

紀南中核的交流施設を核とした集客交流の推進

#### 【目標】

集客交流に向けた課題を抽出し、県と市町が連携して、課題解決に向けて具体的な対策を検討する。（紀南中核的交流施設「里創人熊野倶楽部」の活用を中心とした対策を提案していく。）

#### 【検討項目の現状及び課題】

当地域は、近年、集客交流の促進に向け、県市町共に取り組んでいるが、宿泊滞在型の集客交流に関して、情報共有、課題抽出、対策実施、検証といった一連の取組にかかる評価の流れが確立されていない。

今年度の紀南中核的交流施設のオープンに際し、滞在型の集客交流に対する具体的な課題への県市町、施設が一体となった取組が必要となっている。

#### 【取組状況】

- ・熊野市、御浜町、紀宝町の担当部局を構成員として、集客交流の推進を目的とした連絡体制を構築した。
- ・構築した連絡体制に基づき、熊野市、御浜町、紀宝町の担当部局の構成員及び紀南中核的交流施設の担当者、県観光・交流室の担当者が集まり検討会議を行い、連絡体制の周知と具体的な課題について情報共有を行った。さらに、点在する地域資源と経済的効果の高い宿泊者を増やしていくことを目的として、当地域の課題を以下のとおり整理し、紀南中核的交流施設及び各関係機関に確認した。

（宿泊施設と）他の地域資源との連携の推進

二次交通（観光タクシー、レンタカー）の活用

#### 【今後の方針】

課題について議論を深め、本年度中に具体的な対策を整理していく。

## 紀宝町災害見守り体制の構築支援

### 【目標】

紀宝町が把握する、いわゆる災害時要援護者について、その50%以上に支援者を設定する。

### 【検討項目の現状及び課題】

「災害時要援護者」を地域住民全体で見守り、災害時に犠牲者を出さないため、平成20年に紀宝町、紀宝町社会福祉協議会、紀宝町民生委員児童委員協議会を中心として「紀宝町災害見守り体制連絡協議会」が発足した。

災害時にスムーズに要援護者を救援し、災害後も支援していくには、一人ひとりの要援護者を把握し、リストアップしておく必要があるほか、各要援護者別に担当する救援・支援者を事前に決めておく必要がある。

### 【取組状況】

- ・管内市町のモデル的取組として、今後の進め方について協議を行った。
- ・能登半島地震を経験した輪島市の社会福祉協議会職員を招いて講演会を行い、パネルディスカッションを行った。
- ・兵庫県等で防災研修を実施し、施設見学や講演受講、意見交換等により関係者の一層のレベルアップを図った。

### 【今後の方針】

目標である災害時要援護者への支援者の設定について最終確認するとともに、取組状況を取りまとめて他市町へも情報共有を行う。また、来年度以降の取組についての協議を行う。

## 熊野地域における移住・交流の推進

### 【目標】

熊野地域における移住・交流を推進していくために解決すべき課題を抽出し、当地域の実情にあった取組方向を検討するとともに、今後の移住・交流の戦略策定の基礎となる、地域にもたらす影響や貢献度等の評価方法等を作成する。

### 【検討項目の現状及び課題】

熊野地域では、移住・交流の取組について、まだ手探りの状態であり、今後、地域のビジョンを共有しながら、以下の課題に取り組んでいく必要がある。

- ・滞在用空き家などの整備を含めた受け入れ体制の整備
- ・地域の特性に応じた、魅力ある体験・交流メニューの整理
- ・熊野地域への移住に資する戦略的な情報発信
- ・移住・交流事業がもたらす地域への経済効果等の把握



**【取組状況】**

- ・ 会議の検討内容や進め方について確認するとともに、地域における取組の情報共有及び課題の抽出を行った。
- ・ 課題解決の糸口を見つけるため、和歌山県古座川町の「ふるさと回帰センター」へ定住対策の取組状況、定住促進のための制度のあり方等について先進地視察を実施した。
- ・ これまでの検討状況及び視察における課題を整理するとともに、地域への経済効果等の把握方法等について協議を行った。

**【今後の方針】**

これまでの検討をもとに、本年度中に課題と評価方法を整理する。

## VI. 平成 22 年度の（全県会議）検討会議の取組について

〔新規〕

### ① 地域における公共交通のあり方の検討

・・・モータリゼーションの進展や少子化の進行などにより、公共交通の利用者が減少し、事業者路線の廃止・撤退が相次いでいます。また国でも人口減少、少子高齢化、地球温暖化等の諸問題に対応するため交通基本法の制定に向けて検討しています。

そこで、交通基本法制定の動きを踏まえながら、持続可能な公共交通を確保するために、県と市町の果たすべき役割や具体的な方策等について検討していきます。

### ② 三重県観光の持続的な発展のあり方の検討

・・・近年、国内及び外国人観光客の誘致等さまざまな取組が全国各地で行われるなど、観光地間の競争がますます激化しています。また、平成 16 年の県での「三重県観光振興プラン」の策定以降、多くの市町、広域協議会において、観光振興計画が策定されるなど、観光振興に力を入れる市町が増えてきています。

そこで、平成 25 年の式年遷宮後も持続する三重県観光の進展を図るため、県と市町の役割分担の明確化や、協力して解決すべき課題について検討していきます。

また、平成 22 年度は、県では「三重県観光振興条例（仮称）」制定に向けた検討を進める予定であることから、市町との連携強化の方策についても検討していきます。

〔継続〕

### ○地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議

#### 【検討会議設置までのスケジュール】

2～3月 検討テーマについて、協議計画・検討内容等を整理

4～5月 （全県会議）調整会議において、協議計画書を示し、設置決定

## VII. 県から市町への権限移譲の状況について

### (1) 平成21年度における権限移譲の概要について

#### ●三重県の事務処理の特例に関する条例による移譲

##### 1 権限移譲が決定した事務

###### ○都市計画法に基づく開発許可等の事務（桑名市 H22.4.1～）

- ・都市計画法に基づき、開発行為にかかる許可（開発許可）や、市街化調整区域のうち開発許可を受けた区域以外の区域における建築物の建築にかかる許可（建築許可）等の事務を移譲します。
- ・津市、鈴鹿市は移譲済み。四日市市は特例市として事務を処理。  
（→市町の主体性向上）（→利便性の向上）（→事務の効率化）

##### 2 現在、権限移譲を予定している事務

###### ○農地法に基づく農地転用に係る協議等（一部市町）

- ・農地法に基づき、国又は都道府県が行う特定の公共施設（学校、病院等）への転用について、協議（二ヘクタール以下の農地等に限る）等を行う事務の移譲を予定しています。  
（→市町の主体性向上）（→事務の効率化）

※ 本年度中の条例改正を予定

など

## (2) 県から市町への権限移譲にかかる今後の進め方について(案)

### 1 これまでの取組

住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な基礎自治体において自主的・主体的に実施すべきという“ニア イズ ベター”の考え方から、県から市町への権限移譲については、平成17年度から本年度までを推進期間とする「三重県権限移譲推進方針」に基づき、「三重県の事務処理の特例に関する条例」によって進めてきました。

現在、市町に対して57法令等626事務(経由事務を除く)を移譲

### 2 国の地方分権改革の動向

平成19年度に「地方分権改革推進法」が施行され、内閣府に設置された「地方分権改革推進委員会」の第1次勧告(平成20年5月)において、基礎自治体に法定権限移譲すべき事務として64法律359事務が示されました。

昨年12月には、内閣府設置の「地域主権戦略会議」において、今後の地域主権戦略の工程表(案)が示され、基礎自治体への権限移譲に関し、平成22年夏に計画を策定、年度末に一括法案(第2次)を提出することとされています。

### 3 権限移譲にかかる今後の進め方についての基本的な考え方

今後の権限移譲の推進については、将来の法定権限移譲に対応し、これを円滑に実施し、かつ市町にとってより効果的な移譲の実現を図ることが必要であることから、現行の「三重県権限移譲推進方針」について、法定権限移譲の内容が明らかとなった際に、国の地域主権推進一括法案(第2次)の成立を目的として、大幅に改定することとします。

それまでは、現行の推進方針の推進期間を延長し、引き続き、条例による権限移譲を進めていきます。なお、延長期間は2年間とします。(国の状況を踏まえた権限移譲推進方針の改定時期により前倒しの可能性有り。)

この間、推進方針の改定に反映させるため、法定権限移譲の円滑な実施、及びこれに併せて行う効果的な県条例による権限移譲の推進等について、国の地方分権改革の状況やこれまでの推進方策の問題点の検証等を行いながら、今後の推進方策の検討を行うこととします。

#### 4 今後の県と市町における検討について

##### (1)これまでの検討

平成20年10月に、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、「法定権限移譲の進め方検討会議」を設置し、「地方分権改革推進委員会」第1次勧告にて示された事務について検討を行いました。

検討内容としては、おおまかな事務のくくりごとに5つのワーキンググループ（保安、健康福祉、環境、農水商工、県土整備）を設置し、移譲事務の内容や移譲に際しての問題点、関連する事務について情報共有を図り、共通する問題点の抽出を行いました。

##### (2)今後の検討会議について

「法定権限移譲の進め方検討会議」については、本年度までの設置予定となっていますが、法定権限移譲が来年度半ばから具体化することから、県と市町での法定権限移譲の進め方に関する検討は、引き続き延長して行うこととし、さらに、「三重県権限移譲推進方針」の改定を念頭にした権限移譲全体の推進方策も併せて検討することとします。

検討を行う範囲が広がるため、現在の「法定権限移譲の進め方検討会議」を発展的に解消し、新たな枠組み（新検討会議の設立）によって検討を継続することとします。

##### 新たな検討会議の設立について

名称 「地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議」

設置 平成22年2月

（「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」検討会議）

構成員 各市町権限移譲担当者、県部局担当者等

検討事項 ア：法定権限移譲の進め方（継続検討）

イ：権限移譲推進方針の改定を念頭にした、移譲推進方策の  
検討

## 県から市町への権限移譲にかかる今後の進め方（案）の概要

### 基本的な考え方とこれまでの取組

#### 権限移譲の基本的な考え方

住民に身近な行政はできるだけ  
住民に身近な基礎自治体において  
自主的・主体的に実施すべき。

**ニア イズ ベター**

#### これまでの取組

三重県権限移譲推進方針  
(平成 17 年度～21 年度)  
複数の事務をパッケージ化して移譲する  
「包括的権限移譲」を中心に推進。

市町に対して  
57 法令等 626 事務  
(経由事務を除く)の移譲  
(H22年1月18日現在)

### 国の地方分権改革の動向

地方分権改革推進委員会 (平成 19～21 年度 内閣府に設置)

第 1 次勧告 (平成 20 年 5 月)  
・都道府県から基礎自治体への  
権限移譲を行うべき事務 (64 法  
律 359 事務)を示し、関係法令  
の改正による移譲を勧告。

第 2 次勧告  
(平成 20 年  
12 月)  
・義務づけ・  
枠づけの見  
直し方針と  
国の出先機  
関の見直し

第 3 次勧告  
(平成 21 年  
10 月)  
・義務づけ・  
枠づけの見  
直し(重点事  
項 892 条項)

第 4 次勧告  
(最終:平成  
21 年 11 月)  
・地方税財政  
に関する当  
面の課題と  
中長期の課  
題

県と市町の検討  
「県と市町の地域づく  
り連携・協働協議会」  
に「法定権限移譲の進  
め方検討会議」を設置。  
(平成 20 年 10 月)

国の法制化の検討状況  
各省庁で移譲可能又は前向きに  
検討されているものは勧告対象事  
務の約 6%のみ。(H21.7 末状況)

地域主権戦略会議  
(平成 21 年 11 月内閣府に設置)

「地域主権戦略の工程表(案)」(原  
口プラン)公表(平成 21 年 12 月)

○平成 21 年度末  
地域主権推進一括法案 (第 1 次)  
・法令による義務づけ・枠づけ  
の見直し  
・国と地方の協議の場法制化

○平成 22 年度夏  
地域主権戦略大綱  
・基礎自治体への権限移譲に  
ついて計画へ盛り込み  
→年度末の一括法案 (第 2 次)  
による法制化

## 今後の進め方

### 権限移譲推進方針の取扱

現行「三重県権限移譲推進方針」の延長  
(当面2カ年間(前倒し有:方針改定まで))

・ 県と市町との協議に基づき、県条例による  
権限移譲を推進。(継続)

「三重県権限移譲推進方針」の改定

(地域主権推進一括法案(第2次)の成立目途)

- ・ 法定権限移譲を円滑に推進  
(移譲の進め方、県の支援等)
- ・ 法定権限移譲に併せて、県条例による権限移譲を推進  
(県条例により重点的に進める権限移譲の内容とこの推進方策等)

### 国の動き

国における基礎自治体への法定権限  
移譲の具体化(平成22年夏予定)

- ・ 法定移譲項目(法令・条項)の明確化
- ・ 法改正スケジュールの明確化

検討結果  
の反映

### 県と市町における検討

#### 現行

法定権限移譲の進め方検討会議  
(「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に設置)

・ 法定権限移譲への対応として、地方  
分権改革推進委員会の第1次勧告の事  
務内容や移譲にかかる問題点等を共有  
し、共通する課題等を抽出。

#### 今後

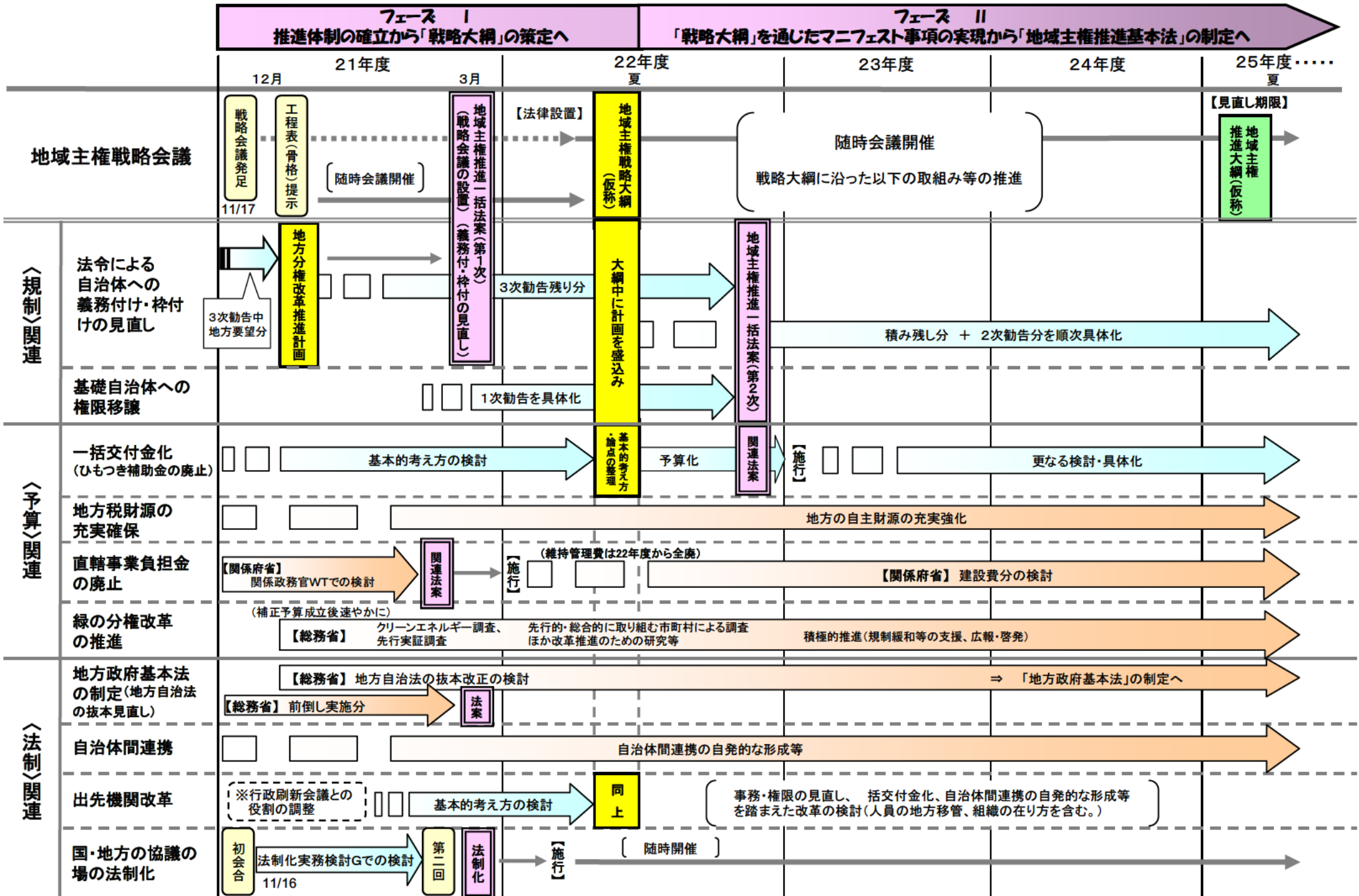
新検討会議(地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議)の設置  
(引き続き「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に設置)

法定権限移譲の進め方(継続検討)

- ・ これまでの検討も踏まえ、具体化した法定権限移譲項目について進め方を検討  
三重県権限移譲推進方針の改定を念頭にした移譲推進方策(追加検討)
- ・ これまでの権限移譲の推進方策の検証等を通じて、よりよい移譲推進策を検討

# 地域主権戦略の工程表(案)【原ロプラン】

H21.12.14 第1回地域主権戦略会議配付資料





## 現行の三重県権限移譲推進方針について

三重県権限移譲推進方針とは・・・

県から市町への権限移譲を一層推進するための方針

毎年度の移譲交付金は「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金要綱（平成12年策定）により別途規定

### 現行の三重県権限移譲推進方針（概要）

制定 ・平成17年6月

内容 ・権限移譲推進の基本的考え方

推進の5原則

- 住民の利便性の向上
- 市町村優先の原則
- 権限・財源の一体移譲の原則
- 事務処理体制適正化の原則
- 公正・透明性の原則

・権限移譲の方法

（1）包括的権限移譲

事務処理迅速型パッケージ

・同一法令等の複数項目をパッケージ

地域課題解決型パッケージ

・複数の法令等の項目をパッケージ

産業保安P、消費者取引支援P、住民に身近な福祉向上P、自然環境保全P、環境問題地域解決型P、農地有効利用促進P、個性ある地域づくりP、土砂災害防止P、景観を活かしたまちなみづくりP、建築物を活かしたまちづくりP、計画的なまちづくりP（許認可）、計画的なまちづくりP（事業）、文化財の保護P  
計13パッケージ

（2）個別権限移譲

・権限移譲に伴う支援及び措置

（1）交付金要綱による適切な財政措置及び包括的権限移譲に対する特別な財政支援

（2）人的支援（県・市町双方による協議）

・推進期間

平成17年度～平成21年度

（5年間：うち平成17～19年度は集中取組期間）



# 參考資料

## 県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本協議会は、県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 協議会は、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指すものとする。

#### (協議等事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 地域づくりにおける県と市町の連携・協働及び適正な役割分担のあり方に関する事項
- (2) 地域主権社会の実現に向けた県から市町への分権に関する事項
- (3) 県と市町における行政分野の専門性の向上に寄与する事項
- (4) その他協議会の目的達成のために情報共有及び検討が必要な事項

### 第2章 組織

#### (協議会の構成及び運営)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 協議会における会議は、全県的な政策課題等を取り扱う全県会議、及び各地域における地域課題等を取り扱う地域会議で構成する。

3 協議会の運営は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会が協働して行うものとする。

4 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

5 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

#### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県市長会会長、三重県町村会会長及び三重県政策部を担任する副知事

( 役員の職務 )

第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

( 事務局 )

第 7 条 協議会の事務局は、三重県政策部に置く。

2 次条に規定する全県会議は政策部担当室が所管し、第 15 条に規定する地域会議は県民センター担当室が所管する。

### 第 3 章 全県会議

( 全県会議 )

第 8 条 全県会議は、総会及び第 13 条に規定する調整会議(以下この章において「調整会議」という。)で構成する。

2 全県会議には、第 3 条に規定する事項の協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 14 条に規定する検討会議(以下この章において「検討会議」という。)を設置することができる。

( 総会 )

第 9 条 総会は、会長が招集する。

( 総会の決定事項 )

第 10 条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第 3 条の規定による協議等事項の対応方針

(2)前号の規定によるもののほか、協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

( 総会の議長 )

第 11 条 総会の議長は、会長が指名する者とする。

( 総会の定足数 )

第 12 条 総会は、協議会の構成員(又はその代理人)の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

( 調整会議 )

第 13 条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

(1)第 3 条に規定する事項に係る具体的な協議内容等

(2)第 8 条第 2 項の規定による検討会議の設置

(3)第 10 条に規定する総会における決定事項及び総会への報告事項

(4)第 17 条に規定する地域会議の調整会議への提案事項

- 2 調整会議は、市町企画担当課（室）、三重県部局主管室及び県民センター担当室の職員で構成する。
- 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、三重県政策部担当室長が招集する。

#### （検討会議）

第 14 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

- 2 検討会議は、協議等に関係する市町、三重県部局及び県民センターの職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、構成する者の中から互選された代表者が招集する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

### 第 4 章 地域会議

#### （地域会議）

第 15 条 地域会議は、トップ会議及び第 17 条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。

- 2 地域会議には、第 3 条に規定する事項のうち地域における課題について協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 18 条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。
- 3 地域会議は、原則として県民センターを単位として開催するが、協議等を行う課題に応じて、複数の県民センター又は個別の市町等を単位として開催することができる。

#### （トップ会議）

第 16 条 トップ会議は、第 3 条に規定する事項のうち地域における課題について、包括的な意見交換を行い、県と市町のパートナーシップの構築や相互理解を促進するため開催する。

- 2 トップ会議は、原則として県民センター管内の市町長、三重県知事及び県民センター所長で構成する。
- 3 トップ会議は、必要に応じて別表に掲げる者及び前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 トップ会議は、県民センター所長が招集する。

( 調整会議 )

第 17 条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

- (1)第 3 条に規定する事項のうち地域における課題に係る具体的な協議内容等
- (2)第 15 条第 2 項の規定による検討会議の設置
- (3)第 16 条に規定するトップ会議への報告事項
- (4)第 13 条に規定する全県会議の調整会議への提案事項
- (5)その他協議会の目的達成のために地域において県と市町の調整が必要な事項

2 調整会議は、県民センター管内の市町関係部課（室）長、県民センター所長及び県民センター担当室長で構成する。

3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

4 調整会議は、県民センター所長が招集する。

( 検討会議 )

第 18 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

2 検討会議は、協議等に関係する県民センター管内の市町、県民センター及び三重県の地域機関等の職員で構成する。

3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

4 検討会議は、県民センター担当室長が招集する。

( その他 )

第 19 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、トップ会議、調整会議及び検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

## 第 5 章 経費等

( 経費 )

第 20 条 協議会の運営に係る経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

( 雑則 )

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

第 1 条 この規約は、平成 2 1 年 2 月 1 0 日から施行する。

( 県と市町の新しい関係づくり協議会規約の廃止 )

第 2 条 「県と市町の新しい関係づくり協議会規約(平成 18 年 4 月 1 日制定)」  
は、これを廃止する。

( 経過措置 )

第 3 条 この規約の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以前に  
「県と市町の新しい関係づくり協議会規約」第 14 条第 1 項の規定により設置  
された検討部会は、施行日以後において、第 14 条の規定により設置された検  
討会議とみなす。

2 この規約の施行日以前に、三重県が定めた「県と市町の地域づくり支援会  
議設置要綱(平成 19 年 5 月 22 日制定)」第 6 条の規定により設置された課  
題会議は、施行日以後において、第 18 条の規定により設置された検討会議  
とみなす。

附 則

この規約は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。



別 表（第 4 条、第 5 条、第 16 条関係）

県と市町の地域づくり連携・協働協議会 名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県知事
副会長	三重県市長会会長		三重県副知事
	三重県町村会会長		政策部長
	三重県副知事		政策部理事（地域支援担当）
委 員 (市町)	津市長	委 員 ( 県 )	政策部理事（「美し国おこし・三重」担当）
	四日市市長		政策部東紀州対策局長
	伊勢市長		総務部長
	松阪市長		防災危機管理部長
	桑名市長		生活・文化部長
	鈴鹿市長		健康福祉部長
	名張市長		健康福祉部理事
	尾鷲市長		健康福祉部こども局長
	亀山市長		環境森林部長
	鳥羽市長		環境森林部理事
	熊野市長		農水商工部長
	いなべ市長		農水商工部理事
	志摩市長		農水商工部観光局長
	伊賀市長		県土整備部長
	木曾岬町長		県土整備部理事
	東員町長		会計管理者兼出納局長
	菰野町長		企業庁長
	朝日町長		病院事業庁長
	川越町長		教育長
	多気町長		警察本部長
	明和町長		桑名県民センター所長
	大台町長		四日市県民センター所長
	玉城町長		鈴鹿県民センター所長
	度会町長		津県民センター所長
	大紀町長		松阪県民センター所長
	南伊勢町長		伊勢県民センター所長
	紀北町長		伊賀県民センター所長
	御浜町長		尾鷲県民センター所長
紀宝町長	熊野県民センター所長		

## ( 全県会議 ) 検討会議の運営に関する規程

### ( 趣旨 )

第 1 条 県と市町の地域づくり連携・協働協議会(以下「協議会」という。)規約第 14 条第 5 項の規定により、協議会の全県会議に設置する検討会議(以下「検討会議」という。)の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

### ( 所掌事項 )

第 2 条 検討会議は、協議会規約第 3 条の規定による協議等事項のうち、調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

### ( 組織 )

第 3 条 検討会議は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討会議に代表及び副代表を置く。
- 3 検討会議の代表及び副代表は、検討会議の構成員の互選により選任する。
- 4 検討会議は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

### ( 代表及び副代表の職務 )

第 4 条 代表は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 代表は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

### ( 検討会議の開催 )

第 5 条 検討会議は、代表が招集する。

- 2 検討会議は、必要に応じて第 3 条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### ( 協議等計画書の作成 )

第 6 条 検討会議は、協議会会長から指示を受けた事項について、別紙様式 1 により「協議等計画書」を作成しなければならない。

### ( 協議等経過報告書の作成 )

第 7 条 検討会議は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式 2 により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第 8 条 検討会議は、第 6 条及び前条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 2 1 年 5 月 1 8 日から施行する。

検討会議協議等計画書

協議等テーマ	
目的	
検討事項	
具体的な協議等スケジュール	
メンバー	

検討会議協議等経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	